

## 小松加賀環境衛生事務組合公平委員会公印規則

昭和55年 3 月 31 日  
公平委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小松加賀環境衛生事務組合公平委員会の公印を定め、その取扱いの適正を期するものとする。

(公印の種類及び保管)

第 2 条 公印は、次のとおりとする。

- (1) 小松加賀環境衛生事務組合公平委員会印
- (2) 小松加賀環境衛生事務組合公平委員会委員長印
- (3) 公印の名称、様式、書体、寸法、個数、保管者及び用途は別表に定めるところによる。

(公印台帳)

第 3 条 公印を登録し、かつ必要な事項を処理するため公印台帳を備え、印影及び必要事項を記載しなければならない。

(準用)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、公印に関し必要な事項は、小松加賀環境衛生事務組合公印規則（昭和53年規則第 1 号）を準用する。

附 則

この規則は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	様式	書 体	寸 法 (ミリメートル)	個数	保 管 者	用 途
公平委員会印	1	てん書	方24	1	事務局長	公平委員会名をもつてする文書
公平委員会 委員長印	2	〃	方21	1	〃	公平委員会委員長名をもつてする文書

(1)

委 員 会 印	組 合 公 平	境 衛 生 事 務	小 松 加 賀 環
---------	---------	-----------	-----------

(2)

会 委 員 長 印	組 合 公 平 委 員	境 衛 生 事 務	小 松 加 賀 環
-----------	-------------	-----------	-----------

公印台帳（第3条関係）

種 別		名 称		印 影
書 体		寸 法		
印 材		個 数		
用 途		保 管 者		
調 整		改 刻		
廃 止				
備 考				